

全国8会場で開催！ **無料説明会**のご案内

身元保証相談士[®]

出願中

～ 健全な身元保証サービスの実現を目指して ～

全国8会場にて相続マーケット徹底攻略セミナー2021の
当日の午前中に開催いたします！是非ともご参加ください。

全会場セミナー当日の10時30分～11時50分（受付10時～）

参加料は無料

お申し込みは同封のFAXまたはHPにてお願いいたします。



リーガル・イノベーション
株式会社オーシャン



一般社団法人
身元保証相談士協会[®]
出願中

身元保証相談士のご案内



法律家、関連事業者による“健全な身元保証サービス”を提供できる社会の実現を目指して



株式会社オーシャン
代表取締役 黒田 泰

皆さま、初めまして。株式会社オーシャンの黒田泰と申します。

この度は、「**身元保証相談士**」を含む身元保証業務への取り組みについてご案内させていただきました。現在、日本では高齢化社会による単身世帯の増加、無縁社会の進展による頼れる親族のいない方の増加と、いわゆる「**おひとりさま**」が**社会的に増加傾向**にあります。これまでの日本社会では、施設への入居、病院への入院、各種手続きにおいて、費用等の支払い、緊急時の連絡・対応役を求める「身元保証人」を必要としてきました。

こうした背景もあり、「身元保証人」がいない方を対象に、高齢者の身元保証を含む生活支援を提供する身元保証会社が2000年以降、少しずつ登場してきました。しかし、サービス内容が曖昧であったり、**閉鎖的な関係の中で身元保証事業者に全額寄付（遺贈）が発生するほか、生前での使い込み（横領）など多くの問題があり、消費者庁に度々クレームが寄せられるほか、厚生労働省も関連事業者の一斉調査を行うなど、社会問題となっております。**

こうした社会問題を法律家と関連事業者との連携によって解消すべく、「**健全な身元保証サービス**」の開発と普及を担う専門家「**身元保証相談士**」の資格制度のご案内をさせていただきました。昨年度から、既に全国80事務所様にご参画いただき、この取り組みが全国に広がっておりますが、今年も各地で無料説明会を開催させていただきます。是非とも地域の法律家の先生にご参画いただけましたら幸いです。

身元保証とは？

身元保証は、高齢者が施設に入居する際や、終末期における医療の同意、日常生活のサポートなど様々な場面で必要となります。法律家が、身元保証業務を行うにあたっては、**契約内容における利益相反、契約内容の不透明さ、通帳預かりによる使い込みなどが問題となっております。**

高齢者や介護事業者が安心して任せられる契約を結ぶためには、きちんとした契約形態とその契約内容の共有、信託口座を活用した財産管理など、一定の要件を求められるようになってきております。

身元保証が必要となる場面



施設に入居する際に求められる
身元保証人（連帯保証人）



終末期における医師との対応、
本人の医療行為に関する意思表示の代行



日常業務における、財産管理、
ケアプラン、お薬、診察支援、
各種生活サポート

身元保証について知ろう



身元保証人が必要になるのはどんな人？

お子様の
いないご夫婦



未婚の方



家族に迷惑を
かけたくない方



お子様との
関係性が悪い方



お子様が
遠方にいる方



認知症が
不安な方



配偶者が亡くなり
独り身になった方



施設に入居した後に
当初の身元保証人が
対応できなくなった方



離婚をされて
お子様と疎遠の方



70歳を越えてくると、上記に当てはまる人は非常に多いのではないのでしょうか。

身近に身元保証を頼める人がいない場合、終末期の医療方針や、緊急時の対応に困る場面がたくさん出てきます。こうした場面において、活躍するのが**身元保証業務を理解した法律家の役割**になります。

法律家が身元保証をする場合の3つの課題とは？



● 法律家側のサービスに終始してしまう

介護・医療など高齢者が抱える日々の生活に関する不安に対して、身元保証業務のノウハウがないと法律家としての遺言書や任意後見契約の提案に終始してしまい、高齢者の求める身元保証サポートや家族代行としてのサポートに対応できません。

● 利益相反の問題

施設の入所などにおいて、大半は「身元保証人」と一緒に「連帯保証人」を求められるが、その際、既に任意後見人に就任していた場合は、後に身元保証人と後見人の立場となって利益相反の問題が発生します。

● 適切なサービスが未確立

高齢者に提供される具体的なサービスの内容や適切な財産管理（信託口座など）の方法が明確となっていないければ、身元保証人を引き受けるにあたって高齢者からの信頼を得ることが難しくなります。

身元保証に関する問題点とは？



問題点① 寄付行為の問題



寄付行為を前提とする身元保証事業者は NG の流れに！

身元保証事業者への寄付行為は、**残された相続人や遺族との間で紛争に発展してしまう可能性もあります**。特に、今後は上場企業の介護事業者からの身元保証業務の紹介は増えていく流れとなります。こうなると、介護事業者は身元保証業務を紹介して、紹介料をもらうことになると、紹介責任が発生するのでトラブルに巻き込まれたくないこともあり、出来るだけ寄付金を受け取る身元保証事業者には依頼しない流れになります。

個人の士業事務所によって、遺贈で多額な遺産を受け取る行為も水面下で起こっている！

残念ながら、個人で営む士業事務所には、**高齢者との閉鎖的な関係の中で身元保証人となり、そして遺言書で残った財産の全額を遺贈でもらうようなケースもあります**。社会的弱者から全ての財産を受け取る目的で身元保証人になっている訳では無いとは思いますが、そのような仕事は看過出来ません。

問題点② 財産管理と横領の問題



横領の多い2者間の財産管理は絶対 NG の方針へ

ご本人の死亡後に身元保証人に全額寄付するという契約となっている場合においては、生前からご本人様の財産を使い込んでいるケースもあります。**2者間の契約にしていけない事はもちろんですが、「いずれ自分のお金になるなら、今から使ってしまう」という発想になるような遺贈の契約書を交わす事に問題があります**。

信託口座を活用した第三者管理をスタンダードに！

信託口座の開設をせず、通帳を預けるのみのような**ずさんな管理方式**となっている場合も少なくありません。こうした場合には、相続開始とともに口座が凍結されると死後事務の履行や高齢者施設の清算が出来なくなってしまう場合もあります。**信託口座を活用するなど、きちんと相続財産と切り分けた財産管理が必要となります**。

問題点③ サービス内容とその範囲が曖昧



サービス内容とその範囲が曖昧であること

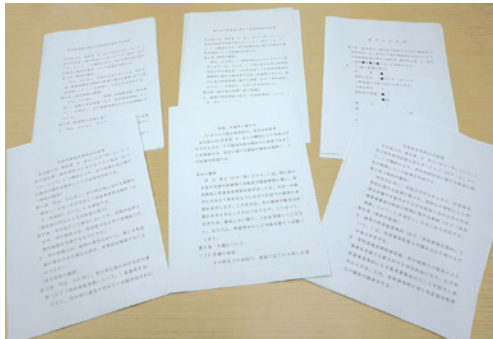
多くの身元保証会社の場合、死後事務委任契約を結んでいないため、葬儀供養・年金手続き・施設の精算以外は履行されず、多くの手続きが放置されている状況にあります。

実際に、家財の処分、お墓、その他の事務が放置され、残された遺族や地域の行政機関がその一部を放置されたお困りごととして対応する形となっています。この問題は、厚生省も取り上げています。

身元保証相談士の取り組みと独自性



法令遵守を実現する契約書の整備

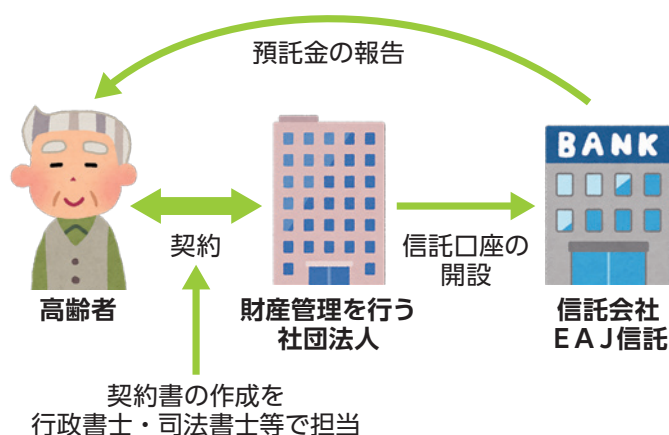


法令順守での身元保証は、6つの公正証書！

身元保証事業を健全に行う場合には、「公正証書遺言」「任意後見契約」「死後事務委任契約」「事務委任契約」「医療・介護に関する意思表示宣言公正証書」「預託金に関する財産管理契約」の6つの公正証書が必要となります。

さらに紹介元が信託銀行であったり、すでに後見人に弁護士がついている場合には別途の覚書が必要となります。上場企業の有料老人ホームでも対応する契約書をご提供いたします。

会員が信託口座を利用できる仕組み



安心して信託口座が使える仕組みを提供！

信託口座というと、口座開設に高額な費用が掛かると思う方も多いと思いますが、金融庁登録の信託契約代理店である株式会社オーシャンでは、より身近に信託口座が活用できる仕組みを構築しました。

これによって、間接的には行政書士でも、財産管理をきちんと受ける事が出来る事になりますので、**非常に画期的なスキーム**であると思います。

これ以外にも、身元保証相談士のメリットは盛りたくさん！

身元保証相談士としての強みは、これ以上に沢山あります！

- **安心して業務に取り組んでいただくため、業務支援とそのサポートダイヤルをご用意いたします！**
身元保証に関する業務はオーシャングループで契約内容や各種対応についてアドバイスをいたします。また渉外業務については当協会顧問の身元保証業務に精通した弁護士法人様の無料相談が可能です！
- **お客様に対する接客ツールやパンフレットも会員になる事でご提供が可能です！**
お客様に身元保証業務を説明するために必要となるパンフレットなども全て入会時にプレゼント！また緊急連絡先カードなど、運営に必要なツールについてご提供が可能となります。
- **地域の葬儀社と連携する営業ツールも利用可能です！**
身元保証業務に取り組むことで、葬儀社からの見え方も大きく異なります。身元保証相談士として葬儀社と連携するための営業ツールもご提供いたします。こうした接点により相続手続きが受注可能です。
- **介護事業者の本部との業務提携により、お仕事のご紹介も可能です！**
既に複数の介護事業者様との業務提携の話がありますが、今後も増える高齢者施設の運営事業者様との提携を通じて全国の身元保証相談士の皆様にご相談のご案内も可能になります。



身元保証相談士の資格制度

資格制度の概要

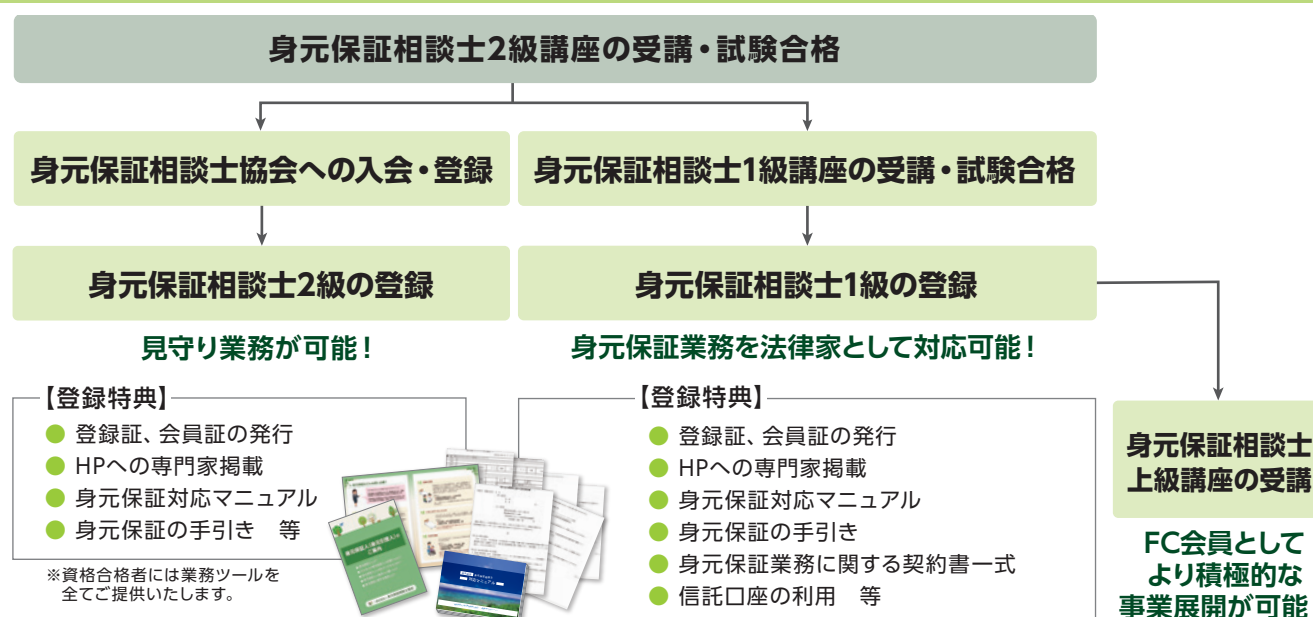
身元保証相談士の業務は、①見守り・身元保証業務（見守り訪問、身元保証人対応、生活支援など）と、②リーガル業務（契約書作成、遺言執行、死後事務の履行など）の大きく2つに大別されます。

身元保証相談士2級では、①の身元保証の基礎知識を習得いただき、身元保証相談士1級では、②の身元保証に関するリーガル業務と契約書作成における実務を習得いただきます。



等級	試験内容と範囲	想定する受講者の業種
身元保証相談士 2級 研修5時間×2日 試験 30分	第1講座 身元保証制度について 第2講座 終活と老後のライフプラン 第3講座 終末期の医療介護の方針とその対策 第4講座 葬儀と供養 第5講座 相続と遺言の基礎知識 第6講座 財産管理と生前・死後の事務について 身元保証相談士2級講座試験	●高齢者施設運営事業者 ●デイサービス 訪問介護 ●介護関連業 ●葬儀供養業者 ●行政書士・司法書士・弁護士など国家資格者
身元保証相談士 1級 研修5時間×2日 試験 30分	第1講座 身元保証業務の方針と類型 第2講座 6つの公正証書と覚書 第3講座 身元保証契約と緊急時の身元保証 第4講座 あんしん財産管理支援機構と活用方法 第5講座 身元保証業務の運営と遺言執行・死後事務のポイント 身元保証相談士1級講座試験	●行政書士 ●司法書士 ●弁護士 ●其他国家資格者
上級 身元保証相談士 研修5時間×1日 試験 30分	FC 会員向け講習 身元保証業務における難易度の高い事案のコーディネートおよび地域での業者間の業務連携について習得いただきます。	1級と同様

身元保証相談士の資格試験合格後の流れ

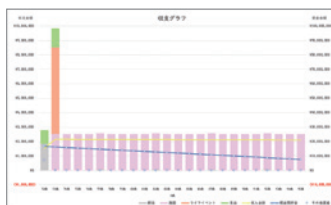


運営会社の紹介



法人名	一般社団法人 身元保証相談士協会
住所／TEL	〒220-0011 横浜市西区高島2丁目5番12号 横浜DKビル3階 (代表) 045-548-6575
代表理事	鎌田 昂伺
運営協力	● 行政書士法人オーシャン ● 司法書士法人オーシャン ● 社会保険労務士事務所オーシャン ● 一般社団法人 いきいきライフ協会 ● 弁護士法人 Authense 法律事務所 ● 一般社団法人 あんしん財産管理支援機構
運営会社	株式会社オーシャン 身元保証相談士協会 運営事務局 (直通) 045-628-9555 代表取締役：黒田 泰

● 業務管理システム「みもっと」



- ライフプラン審査
- 会員に向けた営業ツールやセミナー動画などの配信
- 身元保証の進捗、業務管理
- 各種契約書のダウンロード

● 年3回の定例セミナーの開催



紹介業と活用方法



業態別の介護事業について

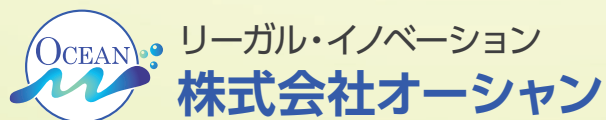


入院時の身元保証について

● 会員同士のコミュニティスペース



- 業務上の情報共有や事例共有
- 会員同士の意見交換
- 直近のセミナーや勉強会、取り組みについての情報発信



<https://www.mimotohosho.jp/>

身元保証相談士協会

検索